

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定口座の利便性向上に向けた所要の措置		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定口座は、個人投資家の納税手続きの負担を軽減するために設けられた制度であり、当該口座に預け入れることができる上場株式等は、租税特別措置法等に限定列挙されている。 ・ 特例措置の内容 以下に掲げる上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への預け入れを可能とする措置を講ずること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 相互会社の株式会社化に伴い発生した上場株式（特別口座で管理されているものに限る） ② 株式無償割当により取得した上場株式（基準となる上場株式を一般口座に預け入れている場合） ③ 新株予約権無償割当により取得した上場新株予約権 ④ 特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使により取得する上場株式 ⑤ 非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式 ⑥ 相続、贈与又は遺贈により、被相続人等の持株会等口座から取得した上場株式等 		
関係条文	地方税法附則第35条の2の4、地方税施行令第18条の4、租税特別措置法第37条の11の3、租税特別措置法施行令第25条の10の2、租税特別措置法施行規則第18条の11		
減収見込額	（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、特定口座の利便性向上に向けて必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特定口座は、個人投資家の納税手続きの負担を軽減するために設けられた制度である。</p> <p>平成15年1月の制度開始以来7年半の間に、特定口座数は約2,300万口座（平成22年6月末時点）となり、個人の有価証券投資のインフラとして定着しつつある。</p> <p>しかしながら、今回要望する上場株式等は、現在、特定口座の預け入れ対象として法律上認められていないため、投資家は、自身の手で確定申告する必要がある。</p> <p>本施策は、確定申告等による個人投資家の納税事務の負担を軽減するため、特定口座への預け入れ範囲の拡大等の措置を講ずるものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
	政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。 （測定指標）個人株主数の推移、特定口座数の推移
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	4,479万人（平成21年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成21年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	要望の措置は、個人投資家の納税事務の負担を軽減させるため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、個人投資家の納税事務の負担を軽減させる簡素で分かりやすい制度であるため、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>・平成 22 年度改正 特定口座の預け入れ対象となる上場株式等の範囲については、これまでも利便性向上に向けた要望を行い、一定の要件を満たす上場株式等について特定口座への受け入れが可能となっている。</p>